

介護保険の福祉用具

在宅の要介護者は、入浴や排せつ等に用いる福祉用具を貸与または購入により利用できます。購入の場合は、指定された事業者から購入した場合に限り、費用の一部が支給されます。

区分	貸 与	購 入
対象者	介護保険の要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定され、 <u>在宅サービスを利用するかた</u> が対象となります。要介護度により、利用できる福祉用具は、限定されます。	
費用	レンタルにかかる費用の1割～3割を利用者が負担します。他の在宅サービスとあわせ、要介護度別に1か月の支給限度額が決まっています。	要介護度にかかわらず、1年間（4月から翌3月まで）に10万円を限度額としています。利用者は購入費の1割～3割を負担します。
利用のしかた	ケアプランの中で他の在宅サービスと組み合わせて利用できます。ケアマネジャーなどを通じて、指定事業者から必要な福祉用具をレンタルします。 事業者は、専門知識に基づき、福祉用具の利用について適切な助言を行います。	指定された事業者から福祉用具を購入した場合に限り、購入費が支給されます。 利用者が購入費用の全額を支払い、後日、 <u>申請書に領収書と購入した福祉用具の概要が記載されたパンフレットを添えて市に提出すると</u> 、購入費用の9割～7割が支給されます。
対象となる福祉用具	①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ ⑤車いす ⑥車いす付属品 ⑦特殊寝台 ⑧特殊寝台付属品（サイドレール等） ⑨床ずれ防止用具 ⑩体位変換器 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト（つり具を除く） ⑬自動排せつ処理装置 ※要支援1・2、要介護1のかたは、①～④のみ利用できます。 ※⑬は、要介護4・5のかたのみ利用できます。ただし、例外給付があります。詳しくはお問合せください。	①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ②入浴補助用具 ③簡易浴槽 ④自動排せつ処理装置の交換部品 ⑤移動用リフトのつり具の部分

※介護保険制度上の福祉用具とは、「心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具」「要介護者等の機能訓練のための用具」であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを指します。

「補装具」として給付されるものは

要支援・要介護と認定されたかたで、かつ身体障害者手帳を持っているかたは、「車いす・歩行器・歩行補助つえ」については、障害者総合支援法に基づく補装具として給付される場合があります。

詳しくは、市社会福祉課障がい者支援グループへお問合せください。

